

人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	金山 佳子
副理事	高橋 真美子
副理事	真城 至
監事	太田 喜久恵

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2019年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日とする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 年額6000円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 年額3000円 |

又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

らない。

(1) この定款に違反したとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、2人以上を副理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

② 地域住民の空き家対策の情報提供や老後に備えて遺品整理、生前整理講習の実施事業

③ 地域住民の防災等の安全活動事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の(1)及び(2)とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

特定非営利活動法人ここから１００定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人ここから１００という。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市淀川区十八条２丁目１５番１号に置く。

２ この法人は、前項のほか、その他の事務所を大阪市淀川区東三国６丁目１２番１５号と、大阪市福島区福島４丁目２番４４号に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、地域住民に対して、アクティブシニアのために教え合い学ぶこと、コミュニティ・子育て世代との交流に関する事業を行い、地域住民のまちづくりの活動に寄与し、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （２）まちづくりの推進を図る活動
- （３）地域安全活動
- （４）人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- （５）国際協力の活動
- （６）情報化社会の発展を図る活動
- （７）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- （８）子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者や地域住民の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための地域生活支援事業（高齢者や地域住民の居場所づくり、高齢者の自立支援に関すること、福祉に関する情報の提供）

前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬の受取の有無を記載した名簿

特定非営利活動法人ここから100

2024年 4月1日 から 2025年 3月31日まで

役 職	ふり 氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬受取期間
代表理事	かなやま かこ 金山 佳子	大阪市淀川区十八条2丁目 11番19号	2024年 4月1日～ 2025年3月31日	無
理事	よしだ てつろう 吉田 哲郎	大阪府吹田市千里山東1丁目 25番12号	2024年 4月1日～ 2025年3月31日	無
理事	おかだ てるこ 岡田 照子	大阪市東住吉区公園南矢田1 丁目31-3-1203	2024年 4月1日～ 2025年3月3 1日	無
理事	やつだ たかこ 八田 亨子	大阪市福島区福島4丁目2番 44号	2024年 4月1日～ 2025年3月31日	無
監事	なかじま しろう 中嶋 士郎	大阪市淀川区東三国4丁目 6番6号	2024年 4月1日～ 2025年3月31 日	無

前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所・居所を記載した書面

特定非営利活動法人 ここから100

2025年 3 月 31 日現在

	氏 名	住所又は居所
1	ごとう としお 後藤 利士	大阪市淀川区十八条2丁目15番1号
2	金山 昌秀	大阪市淀川区十八条2丁目11番19号
3	後藤 真之	大阪市淀川区十八条2丁目15番1号
4	富士村 景子	大阪市淀川区東三国6丁目1番30号906室
5	林 美幸	大阪市淀川区十八条2丁目9番9号
6	藤間 由起美	大阪市淀川区西三国1丁目1番34号403室
7	かみやま 金山 こころ	大阪市淀川区十八条2丁目11番19号
8	町田 美智子	豊中市蛍池南町2丁目14番2号
9	衣蔭 綾子	大阪市淀川区東三国5丁目14番12号
10	かわうち かづき 河内 一晃	大阪市西淀川区花川1丁目17番8号

2024年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人ここから100

2025年3月31日現在
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	33,500		
普通預金 ゆうちょ銀行	2,535,679		
流動資産合計		2,569,179	
2 固定資産			
固定資産合計			
資産合計 (A)			2,569,179
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計			
2 固定負債			
固定負債合計			
負債合計 (B)			
正味財産 (A) - (B)			2,569,179

2024年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人ここから100

2025年3月31日現在
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	33,500		
未収金	2,535,679		
前払金			
流動資産合計			
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品			
有形固定資産計			
(2)無形固定資産			
ソフトウェア			
無形固定資産計			
固定資産合計			
資産合計 (A)	2,569,179		2,569,179
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
預り金			
流動負債合計			
2 固定負債			
固定負債合計			
負債合計 (B)			
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	741,464		
当期正味財産増加額 (減少額)	1,827,715		
正味財産合計 (C)	2,569,179		2,569,179
負債及び正味財産合計 (B) + (C)	2,569,179		2,569,179

2024年度 活動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人ここから100
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	30,000		
2 受取寄附金	65,432		
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等	1,715,600		
受取民間助成金			
4 事業収益			
事業収益	5,971,023		
事業収益			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	7,812,055		
経常収益計			7,812,055
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	682,255		
水道光熱費	405,685		
消耗品費	490,555		
接待交際費	281,051		
通信費	397,246		
(2) 雑費	133,856		
外注費	704,665		
旅費交通費	247,172		
地代家賃	1,140,000		
修繕費	108,750		
広告宣伝費	286,321		
講座検定	10,700		
諸会費	67,350		
仕入れ	1,028,734		
事業費計	5,984,340		5,984,340
2 管理費			1,827,715
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額		1,827,715	
前期繰越正味財産額		741,464	741,464
次期繰越正味財産額			2,569,179

Ⅳ 社員総会の開催状況

第1回	通常総会
日 時	2024年4月30日 16時から18時
場 所	ここから100
社員総数	役員5名 社員8名
出席者数	13名（うち委任状出席者2名、書面表決者0名）
内 容	・2023年事業報告 ・2024年度 行事日程報告

第2回	通常総会
日 時	2024年 7月 8日 17時から19時
場 所	ここから100
社員総数	役員5名
出席者数	5名（うち委任状出席者0名、書面表決者0名）
内 容	議長の選任 定款変更 理事・監事変更報告

第3回	通常総会
日 時	2024年10月29日 17時から19時
場 所	ここから100
社員総数	役員5名
出席者数	5名（うち委任状出席者0名、書面表決者0名）
内 容	・各理事活動報告 ・来年度の豊富・活動予定

第4回	通常総会
日 時	2025年 3月28日 17時から19時
場 所	ここから100
社員総数	役員5名
出席者数	5名（うち委任状出席者0名、書面表決者0名）
内 容	・各理事活動報告 ・今年の反省・次年度の予定

Ⅲ 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 事業所名：健康麻雀教室

内 容	認知症予防
実施場所	大阪市淀川区十八条 2-15-1 ここから 100
実施日時	毎週木曜日開催（ 13 時～16 時 ）
事業の対象者	アクティブシニア

(2) 事業所名：認知症予防・昭和の歌を聴く

内 容	YouTube で思い出の曲を聴きながらお話をする認知症回想法
実施場所	大阪市淀川区十八条 2-15-1 ここから 100
実施日時	月 1 回開催（ 第 4 水曜日 14 時～16 時 ）
事業の対象者	アクティブシニア

(3) 事業所名：健康 100 歳体操

内 容	認知症予防
実施場所	大阪市淀川区十八条 2-15-1 ここから 100
実施日時	毎週 1 回開催（ 金曜日 10 時～11 時 ）
事業の対象者	アクティブシニア

(4) 事業所名：ここコミュ こども食堂

内 容	こども食堂
実施場所	大阪市淀川区東三国 6-12-15 ここコミュ
実施日時	毎月 1 回開催（季節のイベント時優先 15 時～18 時）
事業の対象者	アクティブシニア

(5) 事業所名：ここ 100 こども食堂

内 容	こども食堂（店内飲食）
実施場所	大阪市淀川区十八条 2-15-1 ここから 100
実施日時	毎月 1 回開催（季節のイベント時優先 15 時～18 時）
事業の対象者	ひとり親・生活困窮者 子どもたち

(6) 事業所名：こどもの見守り

内 容	要体協のこども支援・見守り・ひとり親・シングルマザー支援
実施場所	大阪市淀川区十八条 2-15-1 ここから 100
実施日時	毎月 1 回 こどもたちの様子を見届け食材・おもちゃ等支援
事業の対象者	ひとり親・生活困窮者 子どもたち

2 その他の事業

内 容	生前整理・遺品整理
実施場所	大阪市全般・豊中市・吹田市・箕面市・茨木市・尼崎市・西宮市
実施日時	不定期
事業の対象者	施設入居のお片付け・生前整理・遺品整理・障がい者の施設紹介・空家の利活用・空き家の片づけ

【行事】

開催日時	内 容
2024/4/5	100歳体操 子ども食堂参加子どもたち 十八条さくら公園にて花見
2024/5/24	淀川区連携協力に関する協定を締結 理事全員参列 @淀川区役所
2024/7	淀川ぼうさいノート作成プロジェクト開始 (女性による介護福祉士、防災士、社会福祉士、看護師、助産師)
2024/8/21	AED勉強会
2024/9/14	映画「おまへの親になったるで」上映会 @阿倍野文化センター 無料(参加者 600名)
2024/11/30～ 12/8	新大阪・三国 アートフェス
2024/10/26	キャンドルナイト&ぼうさいイベント @十八条中央公園(参加者 約2000名)
2024/11/7	淀川区ぼうさいノート誕生記念ワークショップ
2024/11/9	淀川区子ども支援ネットワーク団体 みんなで遊ぼう！ @淀川区民センター
2024/12/1	サンタパレード 2024
2024/12/22	たきびでととのう子どもにサバイバル教育 @緑地公園
2024/12/23	チャリティサンタより本のプレゼント
2025/2/8	プロギング
2025/2/10	恋活カフェ
2025/3	ソーシャル企業認定制度S認証
2025/3	ひとり親支援 一般社団法人こども宅食応援団

【講座】

開催日時	内 容
2024 年度	修学旅行「企業訪問研修」受入れ (岐阜県、愛知県、石川県、福井県の中学生)
2024/5	淀川生協 防災と片付け @箕面文化センター
2024/8/14	「男性の家事入門」講座 @大阪市立此花区老人福祉センター
2024/10/24	「男の片付け断捨離」講座 @大阪市立北区老人福祉センター
2024/10/29	生前整理と防災 @中央公会堂
2025/1/23	関西フードスタイル 「子ども食堂の現状と課題」講座
2024/12/27	終活講座

【居住者支援】

支援日	場 所	内 容
2024/4/23	淀川区東三国	引越、見守り、片付け、
2024/4/10	淀川区加島	施設入居のための生前整理
2024/6/10	摂津市	生前整理
2024/6/12	茨木市	生前整理
2024/7/11	淀川区三国本町	遺品整理
2024/7/16	摂津市	遺産分割協議作成
2024/7/19	淀川区加島	生前整理
2024/7/24	淀川区木川	遺品整理
2024/8/7	淀川区東三国	入院見守り、病院付添、手続き
2024/9/30	淀川区塚本	引っ越し後整理掃除
2024/10/28	尼崎市	生前整理
2024/11/10	淀川区三国本町	施設入居後の片付け
2024/11/1	淀川区西宮原	死後の片付け、生前契約
2024/11/10	淀川区塚本	生前整理
2024/11/15	吹田市	生前整理
2024/12/	平野区	施設入居の片付け、施設の搬入
2025/2/	高槻市	生前整理、民芸家具、人形処分
2025/3/	淀川区三津屋	遺品整理、借家のための家主との打合せ
2025/3/	阿倍野区清明	施設入居の整理収納

3/1 (土)	おむすび朝ごはん(店内飲食 60 食) <@ここコミュ> 節分・恵方巻 (100 食) <@ここから100>	20 名	
------------	---	------	--

※1：主に地域ボランティア、学生ボランティア、ふたば会

協 賛	大阪保健福祉専門学校・㈱ハートレスト・合同会社コージーブレイス 淀川区食生活改善推進員協議会ふたば会（西三国・三国） ひとり親家族等のこどもの食事等支援事業（子ども家庭庁）・淀川地区 BBS 会
寄付先	むすび恵・オリックス宮内財団・NPO 法人 DeepPeople・㈱タカラトミー 一般社団法人信原欣子記念財団・㈱ファーストコムホールディングス ㈱ライフコーポレーション・大阪市ボランティア協会・ 一般社団法人 7 2 時間サバイバル教育協会・チャリティサンタ・トナミ運輸 公益財団法人あしたの日本を創る協会・公益財団法人みずほ教育福祉財団 ㈱王将フードサービス・野村不動産・大塚製薬 OS-1・中央卸市場うのすけ様 林様・米虫様・原様

【子ども食堂実施日内容】

開催日	内 容		
	メニュー	ボランティア 人数 (※1)	イベント
4/20 (土)	ハンバーグ、パスタ、コーン、トマト、ほうれん草バター炒め、店内カレーライス (100 食)	20 名	SDGs ゲーム持続可能なまちづくり (NPO 法人 Deep People)
5/18 (土)	豚の生姜焼き、マカロニサラダ、胡瓜と人参・大根の浅漬け、ポトフ (100 食)	20 名	タカラトニー、リカちゃん、すみっこぐらしは牛、リート製菓のセノビックとボーロ
6/20 (土)	おさかなフライ、たら、ししゃも、さば、竜田揚げ、ウインナー炒め物、コーンご飯 (100 食)	20 名	練乳アイス作り (濱田化学様寄付) 七夕まつり 子どもたちに浴衣
7/11 (土)	中華丼(中華料理シェフによる) (100 食)	20 名	大阪プロレスバップアローさんにプロレス技を教えてもらう。
8/1 (土)	酢鶏定食 (100 食)	20 名	
9/7 (土)	ロコモコ丼、フルーツパフェ (100 食)	20 名	子ども防災教育・ぼうさいサンタとひなんくんれん ママコミュ！ドットコム
10/26 (土)	ライクアウトカレー (予約制 180 名配布)	20 名	キャンドルナイト&防災イベント(十八条中央公園) こども食堂テイクアウト180食提供
11/30 (土)	ハンバーグ定食	20 名	
12/4 (土)	おむすび朝ごはん(店内飲食 60 食) <@ここコミュ> クリスマスバイキング(ピザ・から揚げ・ポテト・ウインナー・コーン・フルーツ飴) <@ここから100>	20 名	お金のことを学ぼう～こどものためのマネー講座
12/22 (日)	たきびでととのう 服部緑地公園	20 名	※大阪市ボランティア協会&サバイバル72時間教育協会@服部緑地公園)
1/18 (土)	おむすび朝ごはん(店内飲食 60 食) <@ここコミュ> 牛井とチヂミ (100 食) <@ここから100>	20 名	
2/1 (土)	おむすび朝ごはん(店内飲食 60 食) <@ここコミュ> 節分・恵方巻 (100 食) <@ここから100地>	20 名	
2/8 (土)		20 名	プロキング (ジョギングしながらゴミ拾い)

2024年度事業報告書

特定非営利活動法人 ここから100

I 事業期間

2024年4月1日～2025年3月31日

II 事業の成果

高齢者・おひとり様の居場所 孤独・孤立からこども支援をするこども食堂のおかげで地域でつながり多世代交流の中、やりがい・いきがいを生み出しています。
こども食堂に参加する生きづらいこども・不登校児童・発達障害児童・外国籍ルーツのあるこどもたちが参加し対話をしながら困っていること・不安に思っていることを傾聴。
社会福祉協議会・淀川区役所（こども見守り）と連携する官民連携で解決につながる。
高齢者・ひとり親・ひきこもり・生活困窮者・それぞれの課題を行政・社協と連携しながら地域とつながり課題解決することができた。

2024年5月24日 淀川区役所 包括連携協定を締結

生活困窮者の住居の提供・生活支援・生活保護者の引越・居住者支援・生前整理・遺品整理・孤独死の対応 おひとり様の支援 行政・ケアマネ・福祉関係につなげて居住者の生活を支えることが出来た。

いのちを守る事業・こども食堂×防災の取組を実施。

防災士と多世代交流・防災カフェ実施（1月17日・3月11日・9月1日）

キャンドルナイト&防災 大阪市淀川区十八条2丁目 十八条中央公園

約2000名参加

マルシェ・ぼうさい備蓄展示・AED体験・淀川消防署・消火器体験・マルシェ・こども店長・淀川区食事推進協議会・ふたば会・ステージ（ゴスペル・キッズ音楽教室）フラダンス・エイサー・ダンス・キッズダンス

地域防災意識の向上・地域住民の連携強化・地域の共同の結束力を高めた結果になった。
いのちを守りそしていのちをたすける防災リエゾンを地域住民と自助・共助の活動する基盤となった。

2024年11月 淀川区役所×NPO 法人ここから100 よどがわぼうさいノート完成

2024年12月 ソーシャル企業認証制度S認証を頂く

2024年11月30日～12月8日

新大阪・三国アートフェス

アーティスト作家×おみせ 地域を循環しながらアートを通してまちづくりを開催

地域の若いメンバーとのまちづくり

事業報告書等提出書

2025 年 5 月 26 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地 大阪市淀川区十八条2-15-1

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ここから100

ふ り が な かなやま かと
代 表 者 の 氏 名 金山 佳子

主たる事務所の電話番号 (090) 8538-5253

特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき、次の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載した名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面